

年末調整が変わります!!

1年の2/3が過ぎた今日この頃ですが、10月頃から年末調整に必要な書類関係が順次届きます。そこで今回は年末調整での書類関係・変更点についてのお知らせをします。

(1) 平成30年分の年末調整から提出書類が変更になります。

平成29年分	平成30年分
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 (平成31年分)
給与所得者の保険料控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書	給与所得者の保険料控除申告書 給与所得者の配偶者控除等申告書

※1枚だった書類が2枚になります。

※平成29年度税制改正で配偶者控除・配偶者特別控除の制度が変わったことにより配偶者特別控除等の申告書に記入する内容が多くなったため、別々の書類に変更となりました。

(2) 源泉控除対象配偶者

平成29年分の年末調整では合計所得金額が38万円以下、給与収入103万円以下の生計を一にする配偶者について無条件で配偶者控除を受けることができましたが、平成30年分以降については本人の所得要件が追加されています。

それに伴い月々の源泉所得税の扶養人数も影響がありますので再度ご確認ください。

【変更内容】

「源泉控除対象配偶者」を扶養親族1人としてカウントすること。

※「源泉控除対象配偶者」とは、以下の図のマル印のついている者をいいます。

	配偶者の合計所得金額 38万円以下	配偶者の合計所得金額 85万円以下	配偶者の合計所得金額 85万円超
居住者本人の 合計所得金額 900万円以下	○	○	×
居住者本人の 合計所得金額 900万円超	×	×	×